



「介護保険改正について～その②～」

健康寿命を延ばそう

今年もやります ♪健康チャレンジ2018♪挑戦してみませんか！(^^)!

良い生活習慣を身に着け元気に過ごしましょう

※ 申込書と報告書を出された方から抽選で記念品をプレゼント

取組み期間 大人 7月～10月の内60日間
子供 30日間

申込先 ☎ 藤田 878-5071
☎ 日高 878-8033



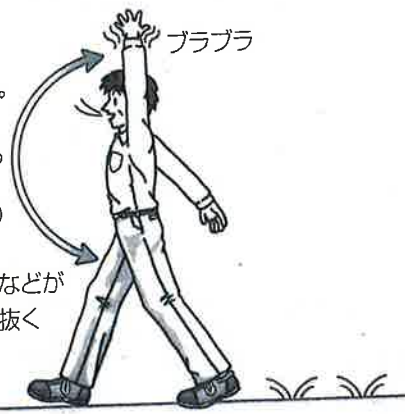
日常生活でできるリラックス運動

4. 歩きながら腕を動かし、心地よくなる

末端の筋肉、関節の力を緩めながら、頭一杯に、気持ちよさをイメージしてください。

上下にふる

歩きながら腕を伸ばしたり肩や腕の力を抜いて回す木やジャングルジム、鉄棒などがあれば、ぶらさがって力を抜く



こんにちは。地域介護相談所です。広島も梅雨入りし、雨の多い季節となりました。

さて、今月号は先月号に引き続き、介護保険法の改定についてご紹介します。先月号で

- ①どこに住んでいても適切なサービスを切れ目なく受けることができる体制を整備する。
- ②介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現する。
- ③人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進する。
- ④介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保する。

のうち①と④についてお伝えしました。今月号は②と④についてお伝えします。

②では、要介護度を改善（例えば要介護3から2に下げるなど）した施設は報奨金が支給されるなど「成功報酬制度」を導入する自治体が出ています。

③では、「生活援助従事者の養成（広島市でも今年度4事業者が研修を予定しています）で専門資格の無い市民が生活援助中心型サービスの担い手になるのです。

国は増え続ける介護保険の費用を抑えるため、要支援の方の訪問介護（ヘルパー）の家事援助の部分は人員基準を緩和し費用を抑えたいというのが見え見えですね。しかし、要介護認定をお持ちの方への支援は専門性が不可欠なはず…。人員基準の緩和が質の低下を招き、報酬の引き下げが人材確保を益々困難にする負のスパイラル状態に陥っていくのではないのでしょうか？利用者にも不利益になることは避けたいものです。

引き続き、ご要望等があれば気軽に声を掛けてください。
地域介護相談所 ☎879-1870

